

重要事項説明書

社会福祉法人
ケアハウス

近江ちいろば会
ピスガこうせい

ケアハウス・ピスガこうせい 重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業者の名称	社会福祉法人 近江ちいろば会
所在地	滋賀県湖南市菩提寺327-4
代表者氏名	理事長 森口 茂
電話番号	0748-74-4006
設立年月日	1995年(平成7年)9月1日

2. ご利用施設

施設の名称	経費老人ホーム(ケアハウス)ピスガこうせい
所在地	滋賀県湖南市菩提寺327-4
電話番号	0748-74-4006
FAX 番号	0748-74-3910
開設年月日	1995年(平成7年)9月1日
交通の便	JR 野洲駅よりタクシー20分
	JR 石部駅よりタクシー15分
	名神高速道路 竜王インターより車で10分
	野洲駅より滋賀交通、イワタニランド下車 バス30分、徒歩20分
損害賠償責任保険加入先	あいおい損保

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	<p>ケアハウスは、一人暮らしや夫婦のみの高齢者が自立した生活を維持できるように工夫された高齢者のための住宅で、車椅子での生活を容易にする構造・設備を備えるなど、住宅としての機能を重視した施設です。</p> <p>ここでは、食事や入浴などの生活の基本となるサービスを提供するほか、身体機能の低下等により介護を要する状況となっても介護保険制度の居住サービスを利用することにより、自立した生活を維持できるように配慮しています。</p>
-------	---

4. 施設サービスの概要

種 類	内 容
食 事	<p>栄養士の立てる献立により栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</p> <p>「食事時間」 朝 食 7：15 ～ 8：30 昼 食 11：30 ～ 13：00 夕 食 17：00 ～ 18：30</p>
入 浴	<p>木曜日以外 週6日 16：00 ～ 20：00まで可能 個人浴槽も契約により利用は可能です。 大浴槽には 男子浴、女子浴があります。</p>
健康管理 * 変更になる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> 協力医療機関は「小川診療所、北村眼科」です。 通院送迎 内科 : 小川診療所 1回/週 往診 内科 : 小川診療所 2回/月 眼科 : 北村眼科 1回/月 定期的に健康診断を受診できるような機会を提供します。 栄養士との栄養・食事相談が可能です。
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> 調理及び配膳に伴う衛生は食品衛生法等関係法規に準ずる。 水道法に基づき水質検査・塩素消毒法等必要な措置を講ずる。 毎年1回以上大掃除を実施する。 食中毒及び感染症の発生を防止するため安全衛生委員会・感染症委員会に参加し、職員に周知徹底を行う。
生活相談 及び援助	<ul style="list-style-type: none"> 当施設は、入居者及びその家族からの相談に適切に対応し、可能な限り必要な助言その他の援助を行うように努めます。 要介護認定の申請等 入居者に必要な行政機関等に対する手続きについては申請者の意思を踏まえて必要な支援を行います。 家族との連携を図ると共に、入居者とその家族との交流等の機会や外出の機会を確保するように努めます。
社会生活上 の便宜	<ul style="list-style-type: none"> 利用者からの要望等に考慮し、年間行事計画に従って教養娯楽・日常生活支援・介護予防・アクティビティ等の支援を行います。
介護保険制度	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度を利用していただけます。
特別援助 サービス	<ul style="list-style-type: none"> 特別援助サービスとは、介護保険制度では利用できない部分を有料により、利用者が自立できるように行う援助サービスをいう。詳細は別紙参照

5. 法人で運営している事業

2023年12月現在

湖南省菩提寺地区

甲賀市水口地区

事業の種類	定員	定員
グループホーム	18名	18名
デイサービス 一般型 虹	35名	
デイサービス 一般型 水口		10名
デイサービス 認知症型いこい (ぼだいじ)	22名	
デイサービス 認知症型しんあい (中央)	12名	
デイサービス 認知症型グループホーム (共用)	3名	
デイサービス 地域密着 (おしどり)	18名	
デイサービス 地域密着 (ゆめとま)	12名	
ヘルパーステーション		
居宅介護支援		
総合事業 ふれあい	10名	
小規模多機能居宅介護	29名	29名
訪問看護		

6. 当施設をご利用にあたって留意いただく事項

来訪・面会	・来訪・面会時には、面会届けに記載し、事務所に提出していただきます。
外出・外泊	・外泊時・外出時は、届出用紙に記載し提出していただきます。
喫煙	・喫煙は所定の場所にて行い、お部屋の喫煙はご遠慮願います。
ゲストルーム利用 宿泊	・宿泊を希望する場合はゲストルームを使用できますが有料です。 ・入居者の居室で宿泊する場合は施設長の許可が必要です。
動物飼育	・原則、居室でのペット飼育は禁止です。
食事変更届	・食事を変更する時は、食事変更届の提出をしていただきます。
収入申告書提出	・年間の収入を、毎年2月初旬に提出していただきます。
ピスガの約束事	・「ピスガこうせいの暮らし」に詳しく掲載されています。遵守してください。

7. 入居一時金について

①入居一時金は340万円の場合

入居一時金は、20年の均等償却で、1年間で17万円の償却となります。

退去時に未経過分のある場合は、その年数に応じて返還いたします。

管理料は23,500円とります。

②入居一時金は170万円の場合

入居一時金は、20年の均等償却で、1年間で8万5千円の償却となります。

退去時に未経過分のある場合は、その年数に応じて返還いたします。

管理料は30,600円とります。

③分割払い（入居金0円）の場合

管理料は37,700円とります。

但し、保証金30万円をお支払いいただきます。

保証金は、退去時の居室の現状回費と利用料の滞納費として使用いたします。

21年目以降の入居者については、

月々の利用料は、金額37,700円を支払っていただきます。

保証金は30万円とし、20年経過前に支払っていただきます。

保証金は、退去時の居室の原状回復費と利用料の滞納費として使用いたします。

8. 契約解除時の居室原状回復費用

契約解除時には、契約書18条に基づき、居室の現状回復に関する費用を負担していただきます。

9. 苦情相談窓口

* サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談窓口	波多野 志保（生活相談員）	電話	0748-74-4006
施設外窓口	明智 榮一（法人監事）	電話	0748-74-8035
解決責任者	森口 茂（理事長）	電話	0748-74-3900

* 苦情処理第三者委員

明智 榮一（法人監事） 電話 0748-74-8035

10. 利用料の変更の場合

利用料変更の場合は文章により、利用者に説明を行います。

11. 私は、本書面にに基づき上記重要事項の説明を受け、内容を確認し同意しました。

年 月 日

【 利用者 】

住 所

氏 名

印

【 身元保証人 】

住 所

氏 名

印

【 説明者 】

ピスガこうせい職員

氏 名

印

2010年4月1日より施行
2012年4月1日より施行
2013年6月1日より施行
2017年4月1日より施行
2020年9月1日より施行
2021年5月1日より施行
2023年12月1日より施行